

第六十一回 参議院石炭対策特別委員会会議録第四号

昭和四十四年二月二十六日(水曜日)
午後一時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿具根 登君
理事 鬼丸 勝之君
川上 為治君
小野 明君
藤原 房雄君
伊藤 五郎君
石原幹市郎君
劍木 亨弘君
西田 信一君
二木 大矢
小林 小柳
須藤 片山
諫吾君
正君 武夫君
勇君 武君
五郎君 武夫君

委員

政府委員
通産業政務次 宮 通商産業省鉱山局長
運輸政務次官 保安局長
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞寿君

○当面の石炭対策樹立に関する調査
(当面の石炭対策に関する件)

○委員長(阿具根登君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小野明君 前回の委員会におきまして、明治、それから杵島、麻生、また古河目尾ははつきりいたしておりますけれども、そういった山が閉山、その後におきましても、新聞には大きな活字で閉山の打ち合わせに入ったということがもう堂々とあの以後書かれておるわけであります。そういうことから見まして、前の委員会では、この段階でまだ明らかにするわけにはまらないと、こういう御答弁をいたいたのであります。事態はそれが許されるような事態ではない。今度の新石炭政策というのがやはりどうおおい隠しまして、も、早期撤退、それに伴うアフターケア、これにねらいがあります以上は、どう答弁をされようと、その辺の事態は明らかになつておると私は思ひます。同時に、第四次の答申ができます段階で、各炭鉱の将来の展望あるいは債務の状況、資産の内容といったようなものがしさいにもう検討をされておるはずなんです。そうすれば、ここ五年間——五年間と言わないでも、ここ一、二年の中に閉山を余儀なくされるという山も検討済みである、もう当然スケジュールの中に上がつてきておるはずであると私は思います。それを余儀なくされたおのが今度の新石炭政策だと思うのです。そういったことからいま通産省のところまで、まあ公式、非公式を問わず、そういった打ち合わせに入つておる山があれば、それをひとつこの段階で明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまお尋ねがございましたように、政策を検討いたします段階で、所管省といたしまして把握しておる限りの資

料に基づきまして、各社の先行きの想定を一応われなりに持つということは、小野委員おっしゃいましたように、私どももやつております。これは率直に申しまして、その中にはあるいは五年間たえ得ないかも知れない、新しい助成策でも

たえ得ないというのもございますし、まして、いわんやもつと先のことを考えますと、いろいろ問題があることは確かでございます。ただ、前々から大臣が当委員会で御答弁いたしておりますように、今回の私どもの施策では、審議会の答申の気持ちのよう、そこは助成策の中でやり得る判断するかしないか、企業側に判断してもらおう、政府の立場でそれは見込みがある、それが見込みがないというようなことを言うべきではないという考え方に基づきまして、施策を考えていった次第でございますので、その意味で個別の企業あるいは山についての予測判断を申し上げるということを差し控えてきたわけでございます。ただ、いま私申しましたのは、五年間の間におけるいろんな情勢変化、その中における企業の対応といったものと関連がございますから、ここはまさしく私どもの予測どおりにいくかいかぬかも問題のあるところでございます。いま小野委員がおっしゃいました、当面に限つて、当面非常に経営の継続そのものがあぶないという状況のものがあるわけでございます。この点は一般論として冒頭申し上げましたことと切り離して、あるいは率直にお答えをいたさなければならないかと思うわけでございます。

そこで、明治鉱業につきましては、まだ正式な報告を得ておりませんので、どのような内容で話を進めておるかということは後日に譲らしていただきたいのでござりますが、きょう現在、きょう申し入れを労働組合にいたしまして、先行きの

会社の考え方、あるいは実情というものについて

の話し合いに移つておるようございます。これ

がどういう内容で、どこまでのことを言つて

いるか、まだ正式な報告を見ておりませんので、中身は

申し上げかねるのでござりますが、すでにきよ

う、あすということで経営協議会の開催を始めた

相談にあづからつておきました関係から申しまして

も、その事態については率直に申し上げなければならぬかと思います。なお、その他の会社につい

て申しますならば、先ほどおっしゃいましたよう

に古河の目尾、その他中小炭鉱で合理化事業団に

対しまして、一般閉山交付金の適用について二月十五日以降に申し出のあった炭鉱が小さい山で五

炭鉱程度ございます。いずれも非常に小さいものでございまして、先ほどの古河の目尾と合計いたしましても、おそらく四十万トン前後のものであ

るうかと思います。そこで、これらのものを別とい

たしまして、明治鉱業につきましてはただいま申し上げた状況でございますが、その他について申しますならば、お尋ねの杵島炭鉱でございますけれども、まだ当省に正式の申し出はございませんけれども、私ども承知しております限りでは、非常に困難な状況にございまして、同社としても真剣に対応策を検討中である旨は、私どものすでに承知しているところでございます。なお、もう一つ麻生ということでお尋ねがございましたが、これは若干事情を異にしておりまして、まだ会社側ではひそかにいるな検討をしているかとは思ひますけれども、表立った動きはございません。当面の問題といたしまして、率直にお答え申しますならば、新しい政策で即時に善後策を考えなければいけないというのは明治が明らかでございます

し、杵島についてもおそらく内容的には同様な実態にあるというふうに私は考えております。

○小野明君 いすれば新政策ができますと、次から次に倒れてくる、閉山が出てくるということはもう明らかですし、それはまあいまの局長のお話の中でもわかるのであります。今度の石炭政策で結局早期撤退、あとはまあ超大手ということばがあるかどうか知りませんが、それだけでまあこういう批判もある、九州は三井、三菱、北海道は住友、北炭、この石炭産業の四社支配体制、四社の分割支配体制だけをねらっているのだ、これは私はある意味で当たっていると思うのです。その他はすべて閉山、あるいはこれらの資本に糾合をされていく、こういうことになつてくるだろう。五年もたたずに、この微候というのは一年ないし二年で私は出てくるのではないかと思うのです。であるとするならば、もうその他の山についてもいま局長が言われた程度の山で済むはずがないと思うのです。それでいま明らかにできないと、うどあるならば、二十四日から北海道でストライキに入った私鉄なんですがね、夕張鉄道、それから雄別鉄道、それから釧路臨港鉄道、美唄鉄道、まあ美唄鉄道のほうは一時間五十分の时限ストのようですが、これらに関連をいたします山の状態、これは一体どういう見通しになるのでありますか。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまおあげになりました鉄道の関連しておりますが、いま直ちに何らかの不安があるというふうには私どもは考えておりません。

○小野明君 そうしますと、これは運輸省のほうにお尋ねをいたしたいと思うのですが、いまストライキに入っておりますこれらの私鉄といいますのは、それぞれ非常に石炭に対する依存率の高い鉄道ですね、山がつぶれれば直ちに影響を受ける鉄道である。ところが、石炭の場合はそれぞれ安定補給金あるいは離職者対策といふものも考えておるところでございますけれども、これらの私鉄の手当て、あるいは労働者に対する手当てという

ようなものは、運輸省としては一体どのようにお考えであるか、お尋ねをしておきたいと思いま

す。

○政府委員(村山達雄君) いま小野委員のおっしゃつたとおり出炭専用のいわば鉄道がございまして、これがその関連する炭鉱が閉山するかどうかといふことは非常な大きな問題なんだとございま

すが、私たちの各方面での情報を集めたところで、まずまずさしあたりはだいじょうぶじやなかろうかというようなことを伺つておるわけでござります。

それとは別の問題といたしまして、制度として今度の石炭に関する一部改正法案の措置に乗せてもらいたいということは、関係省のほうに申し出て折衝中でございますが、なかなか難航をきわめているというのが実情でございます。鉱山に直結

して、それからそれの閉山に伴つて影響を受けるのは、もちろん鉄道もござりますけれども、その他たくさんあるのでございまして、折衝しておりますが、なかなかいまのところ、だいじょうぶ対象になるというところまではいつております。

○小野明君 鉱山石炭局長にお尋ねをしたいのであります。これらの鉄道が関連をしております山というのは年々出炭量も減少をしておるのではないか、そうしたためにやはりこの私鉄におきましては、なつかないまのところはいたしていませんが、なつかないまのところ、だいじょうぶ対象になるというところまではいつております。

○政府委員(村山達雄君) いま小野委員があげられました四つの問題につきましては、たゞいま鉱山長からお答えになつたよな事情でございませんが、なつかないまのところはいたしていませんが、なつかないまのところ、だいじょうぶ対象になるというところまではいつております。

○政府委員(村山達雄君) いま申し上げたように

は、一般的の離職者の失業保険のほかに、特別会計から労働省なし雇用促進事業団に対してもろもろの離職者対策の手当が出でる、出し得ること

になります。

○大矢正君 いまの小野委員の質問に対する答弁で私どもわからぬ点があるんですが、運輸省として、石炭に関連をする私鉄に対しての基本的な考え方をまずやはり述べてもらわなければいかぬと思ふんです。あなたはいまの段階ではそれほど思ふんです。あなたはいまの段階ではそれほど心配な事態じゃないと、こうおっしゃつておられます。が、事実はそうじやない。たとえば明治鉱業という会社が北海道に二、三の山を持つておりますが、事実はそうじやない。たとえば明治鉱業

ですが、これの一つの昭和炭鉱がかりに閉山というような事態になりますと、鉄道は何ら意味がないのですよ。あなたがまだそれほど深刻な事態ではないと言つようなどそんなふうな状態ではないわけです。さつき石炭局長が言うように、

ます限り、問題がある時は私どもは考えないわけでございます。

○政府委員(中川理一郎君) 先ほどおあげになりましたのは夕張鉄道に関しての北炭、それから雄別鉄道についての雄別炭鉱、釧路臨港についての太平洋、あとは三菱鉱業の関係の美唄でございま

すが、何ぶんにも鉄道については出炭専用でござりますので、そういう方法を講じてもらえないかどうか。それから万離職した場合の問題でございますが、炭鉱労働者が離職したと同じよう

ですか——というようなところをおあげになつたのでございますが、先ほどお答えいたしましたとおりまして、私いまここで断言できないものがござりますが、先ほどお答えいたしましたとおりまして、長い期間をとりますと、いろいろ状況変化によりまして、私いまここで断言できないものがござりますが、それとの関連もあります限り、問題がある時は私どもは考えないわけでございます。

○小野明君 そうしますと、運輸省のほうに再度お尋ねをいたしますが、これらは山の関連施設とも見れるわけですね。それほどの依拠率の高い鉄道であるわけです。いまおっしゃられるところをお聞きますと、いろいろ関係方面に折衝をされておられるということですが、鉄道に対し、あるいは労働者に対し、どういう措置をおとりになるお考えであるか、いま少し説明をいただきたいと思います。

○小野明君 そうしますが、これほどはかかる費用をはかつてもらえないか、これはまた折衝しておるというところでございます。

○政府委員(村山達雄君) いま申し上げたように炭鉱労働者と同じような離職者対策につきましては、一般の離職者の失業保険のほかに、特別会計から労働省なし雇用促進事業団に対してもろもろの離職者対策の手当が出でる、出し得ることになつておるわけでございます。

○大矢正君 だから、折衝の内容を。

すよ。ですから、産業的に見れば、石炭を掘り出すこと、そうしてそれを運搬すること、これはもう当然必要なことで一体にならなければならぬ問題であります。しかし、所管としてはあなたのはうの所管なんですから、そういうようになりに炭鉱が閉山になつて自動的に鉄道も廃止しなければならぬようになつた場合における措置といふのは、いまのうちに十分立てられなければならぬと思うのですよ。ですから何か抽象的な議論で逃げるのでなくして、いま現にそういう問題が起こりつつあるが、どうするというはつきりした態度を示してもらいたいと思う。それで、いまあなたはいろいろ問題がある問題があると言うけれども、じゃ問題があるのはどこなのか、通産省がだめだと言うのか、大蔵省がだめだと言うのか、あるいはほかにだめなところがあるのか。あなた、話しているが、なかなかむずかしい、進行しない、むずかしいとおっしゃるが、どこが一体障害になつてむずかしいか、あなたが考へていることが進行しないのか。

そこで、この際ですから、つけ加えて申し上げておきますが、結局最悪の状態で、炭鉱が閉山になります。したがって輸送する品物がなくなる。したがって同時に鉄道が廃止になるというこの最悪の事態が一つあります。それからもう一つの問題は、現在のところある程度石炭を輸送している、

1000-10000

それからその次の問題で、廃止までには至らないが、鉱山が縮小する結果運送量が減つて、そのことは当然コストアップになつてくると、やがてその結果立ち行かない場合もあるが、一体それは運輸省としてどう考えるかと、こういう話でござります。まあ非常にむずかしい限界でございまして、そういうときにはすぐ国家救済というようなことになるかどうか、ここはまあ非常にむずかしいわけでございまして、とりあえずはまあ両当事者の間で運賃なりそいつたものをやはり適正なものとをきめていくということになりましようし、そしてまた、それでどうしてもいかないというこ

になつたらこれはとんでもないことになるわけですよ。ですから、一つには、現実の問題としてもう路線が必要なくなつてしまふような事態の問題に発展すると思いますが、あなたのほう自身が何かをするかですね。まあ運輸省に金がないとすれば、じゃその金はどこから出すのかという問題にも発展すると思いますが、あなたのほう自身が何かともはつきりしないような態度じや困るわけですよ。この際一つ明確に具体策を説明してもらいたいと思うし、それから障害がどこにあるのかといふこともはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(村山蓮雄君) いま先生のおっしゃつた明治鉱業の山と関連してはおそらく北海道の留萌鉄道ではないかと思うのです。私たちもさき一つ気になることがあると申しましたのは、実はそこを考えておるわけでございまして、いまの経営の状況からいって、鉄道を廢止せざるを得ない場合も当然想定できるわけであります。そのときに労務費その他金融費、いろいろな債務があるわけでございますが、これが確實に払えるかどうかと、ここに重点があると思うのでござりますが、留萌鉄道に関する限り、いまのところ収支の状態もバランスも非常にいいようでございまして、対象になる従事員の数は八十何名でございますから、その支払いによもや事を欠くことはまずなかろうと、こういうふうに判断いたしているの

何んなものがあると思いますよ。あなたはまあ運賃を上げれば問題が解決するかのように言われますが、それは当然簡単なものを考えればそういうことが出てきますがね。しかし、その鉄道が国鉄と競合関係にあるような場合には、これはあなた私鉄だけ値上げをすれば、荷物は今度みんな国鉄に行きますからね、逆に値上げすることもできないという問題もあるのですよ。ですから一般論で割り切るのじゃなくして、個々のそういうケースに基づいて考えていいってもらわなければいかぬと思うのです。たとえばさつきあなただ言われておつたが、夕張鉄道なんかの場合には、これは国鉄と私鉄と両方競合関係にあるのです。ですから、私

とになりますれば、またそのときの事情に応じまして必要な措置をとるべきかどうかということを判断しなければいけないと思うのでござります。

それからもう一つ、第三の問題で、どこにいま関係各省と折衝して支障があるかという問題でございますが、第一に、今度の法律の形がそれを予定していないでございます。第二に予算案の金額が、したがつて積算の基礎がそれを予定してないということだらうと思ふのでござります。まあそういう意味で非常に関係各省のほうにわれわれのほうも、言ってみれば同じ原因から出ているのだから何とかならないかということを申しておるわけでござりますけれども、困難だということは、考え方が一つの問題でございましょうし、もう一つはとりあえずの問題といたしまして、いまの法案なり予算の積算の基礎がその中に入つていな、こういう二つの意味でなかなか難航をきわめておると、こういうことでござります。

○大矢正君　まあきょうはこまかいことを取り上げて村山さんとここで議論する気はないのですがね。ただ私は、はつきりしていることは、炭鉱にまいりますのは、当然ですが、そういう状態に立ち至らなくとも、経営的にもこれはなかなかたい

しかし、きょうそういうこまかることを議論する
気はありませんから、ひとつ十分お考え願いた
いと思う。
そこで、政務次官に閉山問題にからんでお尋ね
をいたしたいと思うのですが、最近新聞に、先ほ
ど中川局長から答弁があつた明治鉱業の問題、杵
島問題、あるいは麻生問題等々、近く閉山が行な
われるのでないかと、いうような見通しのもとに
記事事が書かれておりますが、これはいま政府の新
石炭対策に基づいて編成をされた予算が衆議院の
段階で議論をされているところです。先般のこの
委員会でも申し上げたとおり、法律それ自身はま
だ一度も審議をされていないという実態ですよ。

鉄が値上げすれば、それじゃ荷物は全部国鉄のはうに回して送ると、こういうことになるのです。値上げなんか結局できないのですよ。やつたらいいへんなことになる。そういうことがある際に、國家の助成を必要としないで、なおかつその私鉄企業というものが路線を守つておけるかというふとになると、非常に大きな問題が残ると思うのですよ。ですからそこまで行つてしまつてからやるのじやなくして、まああなたのほうで所管しておる限りにおいて、あなたのほうが積極的に特別会計その他の中で何らか措置する方法がないか、あるいはあなたの自身の予算の中で措置する方法がないか。もしそれができないとすれば、特別会計の中で、石炭と一緒にものなんだから考えるとかいふことを積極的にやってもらわなければ困るのですよ。いずれ法律が石炭関係なんですから、こちらに参りましたら本格的な議論をしたいと思いますし、その段階でまたおいで願つて、個々の問題についていろいろと検討をしたいと思いますから、きょうは一般論でやめますが、もととやはり深刻に考えてもらわないと困る。あなたは大体うまくいつておるところおっしゃるが、私は現に北海道にある九つの私鉄の大部分を自分で歩いて見てきているわけですから、会社の実態なり労働条件なり、そういうものを見ているわけですから、あたりより私は正確に把握していると思うのです。

そこで行政が優先するという考え方があつて、もされていない段階から、通産省が閉山を前提として具体的な話し合いをしているような感じを一般に与えるということは非常に問題だと思うのですよ。そこで、この間も私地元の北海道の新聞を見ますと、もう毎日のように閉山問題が記事となつて載つてくるわけです。そこで国会議員といふのは一体何をしてるんだ、法案も予算も国会で持つてないがら、閉山問題についてはさっぱり具体的に議論もされないし、その方策を検討する気配も見えないじゃないかというようなことで、地元から私どもは非常に文句を言われているわけですよ。まあその分野は行政の範囲だから国会があまり口に出しすべき問題ではないというようなことを私は言つていられない点も現にあると思うのですが。ですから、今まで通産省とどこの会社か知らぬが話し合われた、そのことそれ自身が今日の段階で妥当なものであるかどうかということが一つと、それから、これからどういうふうになるのかわかりませんが、どんな話を具体的にされたのか、この点は中川局長でなければ御答弁ができるないとおっしゃるなら、中川局長から御答弁いただいてもいいのですが、話をしたことはどうも事実だし、たとえば明治鉱業の場合、安川さんも記者会見で通産省と話し合つてきましたし、しておられます、こう言つておられるわけですから、話し合いはあつたらしいが、具体的にはどんな話し合いをしているのか、中身を知りたいわけです。国会ではこれから新石炭対策をどういうふうにやるかといふ議論もしないうちに、行政だけがぼんぼん先に進んで、あたかもそれを前提にして、閉山した場合にはこうなる、ああなるというのはどんでもない話だと思いますよ。どうですか。

あるということはこの間申し上げたとおりでござりますけれども、明治鉱業以外からは申し出はございません。先ほど局長が言いましたとおりであります。ただ、杵島炭鉱については非常に困難な経営状況にあるということはもう御承知のとおりでございます。しかし通産省に対し特別の申し出があつたわけではございません。麻生につきましても同じような状況にあります。なお、明治鉱業から、それじやどういうことを具体的に言つてきただとかといふことであります。大臣のところに来ましたときには、会社としては解散をせざるを得ない事情にありので、十分労務者の問題、あるいは産炭地域の問題等について御協力をいただきたいというようなことを申してきたというふうに私はお伺いをしております。事務的な段階でいろいろ話し合ひが行なわれておるようでありましたが、これは局長から答弁をさせていただきます。

結論として申しますと、おつしやいますように、まだ予算も法律案も審議する前の段階にある状況の中で、非常にはなはなく閉山について世間に一般に流布されることは、まことに遺憾であるというふうに私どもも思つております。

○政府委員(中川理一郎君) ただいま政務次官から答弁がございましたけれども、おつしやるようになります。これから国会審議を控えている状況でございまして、私どもが明治鉱業の関係者といふる話を聞いておりますことは、前回この委員会でもお答えいたしましたように、今回国会に御審議をお願いしておりますが、私どもの法律案並びに予算案、いろいろ適用上の意見、質問というものを私どもが受け、私どもが明治鉱業の御審議を控えているわけこれを国会がお認めいただけたならば、この前提でございますが、その上にさらに政省令段階で細部をきめなければならないというのもございまして、実態的に運営が可能になるような、実効のあがるものかを詰めさせていただこうと、こういうふうなことでございます。

それからもう一つお断りをしておきますのは、明治鉱業が全社解散の意思を私どものほうに申し述べにきたということではございませんで、会社全体として考えますと、今後の経営継続には非常に問題がある。おそらくは全部残すということは不可能であろう。ただし、産炭地域の問題の場合に容認されるのか、その際の制度の適用はどういうことになるのか、これは退職金の問題もござりますし、鉛害処理の問題もござりますし、いろいろ問題がございますので、それらをひっくり返まして、いわば特別交付金の適用のしかたといたものにつきまして、細部の制度を考えました通産省の考え方というものをいろいろ尋ねてきておる。それにつきましては、私どもおおよそこう考えておるということだけで言えるものは申し上げますし、話を聞いた上で、まだきめてはおらないけれども、こういう方法でその個所は考えていいかなければならぬというものにつきましては、なるべく実態をお聞きする、こういうことでござります。

ても、そのことが新聞その他で書き立てられて現に稼働中のほかの炭鉱に与える影響というものは非常に大きいのですよ。われわれも何かこう率直に言って、ばかにされているような感じがするのです。まだ議論をしないうちから金は一体幾らもらえるだらうなんということを前提にして、何月何日から閉山、山をつぶしますよと、そんなばかな話があるかと私は言いたい。したがって、私どもは感情的にたとえば新石炭対策で理解されるところがあったとしても賛成できないということにこれはなるのですよ。そうじやないですか。しかも明治鉱業というものは私が申すまでもなく、長い間國が特別の手当をしてきた炭鉱でしょ。ですから、おそらくようあすあたり労使協議会が何かしりませんが、開いて、会社側から、かりに四月一日以降閉山するというような提案がなされたとすれば、それはどう考えてみても、中川局长がそういう提案をしてもいいというような意思表示をされたからそういうのではないかといふ感じがしてならないわけです。なぜかと言えば、いままで政府にやっかいになってきた明治鉱業が中川局長や、大臣や、政務次官などそういう人たちに何月何日から山を閉山したいのですがどうですか、といふことを聞くかないで、かつてに――それは法律的には問題はないでしょうが、道義的に私はそいうことはできるものではない。とすれば、あなたがもうそろそろ閉山を出してもいいから出せよ、と逆にけしかけたのではないかというふしが出てくるわけです。どうですか。

とは、大矢委員が一番よく御承知のところでござります。実は私どもの気持ちから申しますと、あらゆる意味で新対策を御審議いただいた上で処理にいたしたいということで考えてきたわけでございますが、もう一つさかのぼって考えますと、昨年の春以来石炭鉱業審議会で審議をしている段階、これもいま大矢委員がおっしゃるのと同じ気持ちから申しますと、せっかく審議会が検討をしておる段階で、次の対策の目鼻もつかない段階で、会社が解散を決意するというようなことがあってはならぬという気持ちは、その時点では私も大矢先生と同じような気持ちで考えておったわけでございますが、昨年の春以来八ヶ月でございますか、かかって答申が出た。一月に閣議決定をいたしまして、本国会に御提案申し上げて、早く三月末という目標で進めておる。この期間とといふものは考え方と大体十一カ月、小一年かとしましては、四十三年度はつばい明治鉱業の経営というものを続けさせたいという気持ちで、金融機関が、ほうつておきますと手を引く状況のところを、前々から当委員会でも御意見のありますとしましては、四十三年度はつばい明治鉱業の金融措置というものを続けさせることによつて、いままでしのいできたというのが実情でございます。これはいすれ新しい法律案と予算案を御説明するときには、その仕組みを申し上げなければならぬことと思つておりますが、通常ならば仰ぎ得ない融資を私どもが銀行に踏み切らせる以上におきましては、その融資につきましては私どもが保証をいたさなければならぬということでございます。これらにつきましては、再建交付金の交付を受ける会社に対しましては、再建交付金の金額の中で優先的に償還をするという制度にいたしますとか、あるいは特別交付金による閉山をいたします場合に、この経過金融分につきましては優先的にこの交付金で充足をさせる。結果といたしまして、四十三年度におきまして私どもが金融機関に頼みました金額分につきましては、銀行に損をさせな

い、損をさせないから出してくれ、こういうことがあります。それでございましたが、実は四月以降の明治鉄業側からの話もそうでございまして、私どもの判断もまことにそういうことであろうという判断でございましたが、実は四月以降の明治鉄業の資金繰りといふものにつきましては何らの見通しを持ち得ない、こういう状況でございます。そうなりますと、たとえば手形が不渡りになって解散に追い込まれると、いうようなことに相なりますと、先ほど申しましたように、一部のものを残すというようなことも不可能に相なりますし、せいぜいとした閑山といふことが望み得ないと一件事情になりますので、資金繰りについてのめどのある範囲内においてあらかじめ準備的に社会に与える影響、摩擦、打撃、というものを最小限に食いとめ得るような措置を講ずるという趣旨で事前にいろいろ検討するということは、私は置かれました状況におきまして適当かつ妥当、あるいはやむを得ないことではなかろうかというふうに考えておる次第でござります。

おつしやったようなことを申し上げたわけではございません。もし明治が全山閉山ではなくて一部のものを、もし政策がこれを許すならば、いまの政策の中で許されるならば考えたいという気持ちを持つておることにいそは、これは私は全山閉山という状態よりも一部でも残していくだける方法があり、かつその方法についてわれわれも新しい法律、予算の中で考へ得るならば、これは全山閉山と比較しての立場で申し上げますと、その方法をとるべきであるということについては、私は十分明治鉱業の意見に賛成でございます。いま置かれております状況から見て、明治鉱業が全山閉山になるのか、そういった意味で部分的に残すことによくなるのか、これはどういう考え方でおるのか、私はいまのところは承知もいたしておりませんし、またそれらの意見に対して私どもでは是非の判断を下した覚えもないわけであります。

○政府委員(植木光教君)　おっしゃるとおりでございまして、まだこれから予算にしても法律案にしても御審議をいたぐるという段階であります。また、この二つがそろいませんと新石炭対策といたものは実施できないという状況なんでありますから、したがって、この段階での具体的な、どの山がどうなるというようなことについて論議されるということはまあえられないとおっしゃるのでは、私も全く同感でございます。ただ明治鉱業の場合、たいへんむずかしい事態に逢着をしていることは御存じのとおりであります。それについては、私も全く同感でございます。ただ明治鉱業の中で明治鉱業としては、いま一生懸命努力をしているわけなんで、その努力の過程の中でいろいろ通産省に対して指導などを仰ぎに来る、あるいは協力を依頼しに来るということも、これは会社 자체としては当然あるべき姿である、ということも御理解いただけるだけると思います。その範囲内におきましても、一歩も早く予算案並びに法律案が同時に成立をいたしますように御協力をお願いをしたいと思います。

き上がっているという話もあるくらいだから、これはさつきから言っているところにけしからぬ話であるし、絶対に容認のできないことではあるが、明治鉱業が会社ごと閉山に踏み切る具体的な根拠になつていると思われるその企業ぐるみ閉山の特別交付金といふものは、どういう条件のもとに、どの程度の基準によつてこの金を出そうとしているのかですね。

○政府委員(中川理一郎君) これは後ほど法律案を御審議いただきます場合に当然問題になつくる事柄でございますから、その際詳細について御審議を賜わりたいわけございますが、審議会並びに審議会の答申を受けまして私どもが法案を考えました際の基礎になる考え方といったしまして、かなり大きな会社であつて、その会社自身としては非常に大きな債務をかかえておる、この債務は大別して考えますと、一つは労働者に対する債務であり、一つは一般債権者、資材納入業者その他に負つておる債務、金融機関に負つておる債務、もう一つは鉱業債務である。この債務の大きさというものを考えますと、当該会社の持つております資産というものをはるかに超過するという事態がござります。で、これはもし先行きに非常に見込みがございますならば、ある時点において資産と負債を対比いたしまして負債が大きいとしても、将来の収益によってそれをバランスさせるように持つていけるという見きわめがござりますならば別でござりますけれども、そうでないというものにつきまして、新しい政策以前の一般的な制度といたしましては、トン当たり二千四百円程度の閉山交付金しか法制的、体系的に用意されておらない、そういうことでございまして、もしこれらの会社が会社として解散するという事態を考えますと、それぞれに対しましてトン当たり二千四百円程度の閉山交付金を交付したと考えました場合に、どのような一体弁済率になるかということを考えてみると、股鑑遠からず、たとえば大日本炭礦のようなケースもござりますし、大込炭鉱のようなケースもございま

すし、労働者に対する退職金の半分をようやく見えてやれるかやれぬかという事態であるとか、あるいは資材納入業者等に対しまして負つております債務に對しまして一部程度の充当ができるかで見てやることであります。さようにかかるかという事態が昨今ございましたので、さようなことでは、当該会社に對してと申しますよりも、その会社に依存をいたしておりますいろいろな取引の相手、なんかくそその従業員に對して耐えられない影響を与えることに相なりますので、これらものにつきましては、一律的な閉山交付金ということでなくして、当該会社を清算した上におきました残った超過債務といふものに對しまして、それぞれの一定率を充足してやれるような閉山交付金制度を考えるべきではなかろうか。こういうことから発しまして、たとえば退職金等労働債務につきましてはおおよそ七五%を目標にす

る、その他債務につきましてはおおよそ五〇%と

いうものを目途にする、それだけのものを債務にリンクして交付してやるならば、やむを得ざる会社の解散という事態があつても、そこから生ずる関連者への打撃、影響というものは從来則によ

る閉山制度よりはよほど有利に相なるであろう、このことでもございましたが特別交付金の制度でございます。

○政府委員(中川理一郎君) いまの法律を実施に移します場合の試算といふものにつきましては、

会社側から質問もございまして、私ども可能な限りの試算につきましてはこれを教えておりま

す。

○大矢正君 いやがらせで質問するわけじゃない

んだけれども、意地の悪いことを言うようかしら

ねが、私がこういうことを言うことによつて明治鉱業があるは損をすることになるかもしらぬけ

れども、さつきから言つておるとおりに、大体国

会といふものが無視をされているんだから。国会

できまらない新石炭対策がもう実行段階にまで

いくというのですから、とんでもない話なんですね。だから私はあえてこう言つておるわけです。

たとえば明治鉱業の問題については新聞等では、

九州の二山はこれは第二会社か新会社かしらぬ

が、残す、あとはつぶすんだというようなことが

新聞等に書かれているわけですね。そう大した間違いないだらうと私思ひますよ。会社が考え

ていることは。たとえそれが第二会社であるか新会社であるかにしても、企業ぐるみ石炭から撤退するわけじやないわけでしよう。その際になぜ特

別の交付金を出さなければならぬのだという問題

が出てくるのですよ。そういうことを私が言え

ば、それは損することはわかっていても、意地悪い、ようだけれどもそこを言わなければいかぬ

ところが、われわれが審議も始めないうちから、どんどん山をつぶすようなことをかつてにきめ

て、そして、企業ぐるみ閉山だから金をよけい出さなければならぬとか、そういう議論を進められ

るから、われわれも黙つていられないわけです。

よ。まあ法律のときには具体的に議論してもらわうと

いういまの中川局長のお話だけれども、しかし現に明治鉱業との間に、会社を全部つぶした場合にはどの程度の金がくるのだというような話をして

いるわけでしょう。そうじやないんですか。全然そういうものはないんですね。もしあつたとすれば、この場でもって具体的に、どの程度でもつて

やるのだというふうなことは出てくるはずじゃなければいけません。

んですよ。きょうここでやりたいという気持ちが

あります。先ほど申しましたように、私も非常によくわかるつもりでございます。確かに通常の状態であれば、先ば

した行動に明治鉱業といふとも好んで入るつも

りはないだろうと思います。先ほど申しました

ように、私ども精一ぱいの努力といたしまして、今年度の経過金融といふものについての配慮をいたしました。しかもそのことは、四十四年度の予算に直ちに響く事柄でございまして、もしその手

當てなかりせば、他の石炭企業に安定補給金なり何なりで与えられる性質の金であったかもしませんという前提に立ちますと、全体の石炭鉱業の中から出しておる、こう申しますか、あるいは

石炭対策特別会計の財源の中で、いま大矢委員おっしゃいましたように、答申審議中に少なくとも大手の会社が脱落するというような不穏當

な結果がきようなことでござります。その期間が先ほど申しましたように、かなりかゝつております

ので、率直なところ、かりに四月一日以降どこま

でのことは絶対責任を持つてやるからと言ふこと

もまた政府の立場といたしましては、御審議を控

えております状況におきましては、私ども約束を

し得ないことでござります。そこで、仮定の問題

といたしまして、いま用意しております施策を実

行に移すことによつた場合にどういう計算に相

なるだらうかというふうなことを内々会社が知りたが

り、私どもがそれに対する教訓をおつししますよ。私は不幸にしてああいう

ことでございまして、これは不幸にしてああいう

新開記事なり何なりといふことで、大矢先生も

おつしやいますように、まことに時期から見て不

適当な事柄でござります。私ども、いやそんな

事実は一切ございませんと言つて言い終えるもの

でござりますならば、むしろこういうことにはい

たしたくないという気持ちは、政務次官がおつ

しゃいましたよに、私ども持つておるわけございませんけれども、与えられた困難な状況の中で、より悪い状態というものを念頭に置きますと、やはり予防策としたしまして、ある程度の腹づもりをあらかじめしておいて、だからないということでは、かえって結果は悪くなるのじゃないかというようなことが、私どものむしろよりおそれるところでございまして、通常の産業と違いまして、大矢委員も御知承のようになに年長年の手この手を使いまして、これら再建会社につきましては手だてを講じてまいりましたので、今回さらに特別交付金というような手だてを講じましたからには、これ以上なかなか私どもとしてもやり得ますことには限界がございますので、この制度がどういうものとして構想され、どのようなものとして数値を設定しておるかということについては、私はやはり教えてあげるのが適当ではなかろうかと思つてさう措置をしておるものでございます。あくまで、どの山をどうするということにつきましては、会社側が正式に意思決定をいたしますまで、それまでにはおそらく労働組合の諸君とも会社側は腹を打ち割った話、会社の実態をさらけ出した上での話をいたすはずだと思います。それまでは、私どもはどれを残してどれをどうせいということとは毛頭申すべきではないという立場だけは堅持しておりますつもりでございます。

提案をすると
おるわけです。

いうやり方が気に食わぬから言つて

提案をするというやり方が気に食わぬから言つておるわけです。
そこで政務次官、私心配することは、いまの段階では明治鉱業だけが通産省に言つてきたというふうになつておるようだけれども、これは遠からず明治鉱業の動きを見つけて、これはうまくいきそうだと思つたら、じゃ、おれのところもおれのところもといつて大手の中ではすぐ統じて出てくるし、中小も出でてきますよ。法案が論議されない段階で次から次にそういう閉山が出てこなからたら議論できな状態では、全部閉山が出てこなからたら議論できませんよ。新石炭対策をやるのに、まだその議論が始まらないのにどんどん閉山が出てくるならば、それじゃ閉山が出てくるやつを全部出してから、それからあと新石炭対策を議論したらいいのじゃないですか。これは国民注視の中の議論ですからね、自分が満足すればいいことじやないですよ。四千億の金を使うことに対してもいろいろな批判が出ておるわけです。だから私が心配をするのは、いまは明治鉱業だけだということによって簡単に逃げておられるが、月が変わつたら、ほかの山もどんどん出てくるかもしませんよ。そうしたら何のために議論していたのかわからぬですよ。新石炭対策というものは山をつぶす対策ということになつてしまふ心配がある。そういう心配があることについて政務次官どう思われますか。

○政府委員(植木光教君) 新石炭対策というものは、御承知のとおり何も閉山を目的としたものでは絶対ございません。石炭廃建のための新しい方策であります。したがつて、いまお話のような事態が起つたらどうするか、全く私どもとしても同じ意見であります。明治鉱業につきましては、先ほど申しましたように会社 자체が非常に重大な事態に立ち至つて、その中でいろいろ努力をしておるわけであります。その努力の過程において、通産省に対して、どういうふうにすれば従業員あるいは産廃地域、あるいは金融機関、あるいは債権者、いろいろ関連するものが多いわけ

○ありますから、それをどういうふうにそういう問題に対処していくかということを事務的に相談に来ている、それを事務的に相談にのつていてるというふうに私どもは理解しているのであります。したがつて、新石炭対策というものが御審議によつて成立をしましたあと、これが目的とする石炭再建策というものに銳意努力をしていくという日が一日も早くくるようについてうことを私どもの願いとしているわけであります。

○小林武君 一つだけお尋ねしますが、いままで質疑を聞いておつて、石炭局長にお尋ねしますが、大体あなたのお話だといふと、新石炭政策というものは結果的に——これに対して賛成反対は別にして、当初の考え方というものは大体結果的にくずれる。極端なことをいえば、法律も予算も新石炭政策を実現するためのあれですから、それが当初とは何の意味もないことになりますしないかといふことになりますが、どうですか。これはぼくが考えれば、この石炭政策というものが法律的予算的にかなつたところの一つの形をつくろうとすれば、閉山であるとかいろいろな問題については一時やはりストップの状況が出てこなければならぬ。その中で新しい対策にどう対処するかといふやり方をやらなければ、これは政策じやないと私は思う。その間にどうなつたらこうなるといふことは企業の側にしろ、他の場合にしろ、労働者の場合でもそうなんです。労働者の場合は山を守るという気持ちがあるから、案外その点では山に對して愛着を持つていまがんばつておる。企業は一体この先どうなるかという利害の関係にだけ立つておると思う。どうやつたらもうかるかという、もうかるかというか損をしないでできるかと、いうことだと思う。そうすると、石炭局長の相談に応じたということ、それから政務次官の話もいふることをいえば、結局あなたは新しい法律や予算を一つの目当てにした石炭政策とは別個の企業の立場に立つた一つの対策に手を貸していることになるわけです。そうでしょ。そうなつたら結

○政府委員(中川理一郎君) 御意見を的確に私理解をいたしたかどうかちよとわかりませんが、施策といふものは、やはり大きな施策を講じようと思ひますと、たとえば石炭産業の場合には、審議会で一へん議論をしていただく、その結果政府も一へん考えてみて、その上で国会の御審議をおもへてみて、それで何らかの施策を適用いたしまるを願ひますように新しい施策を適用いたしまるを前に一時進行をストップするという気持ちちはござります。片方企業といふものは一日も休みなく経営を続けておるわけでございますから、おつしやいますように新しい施策を適用いたしまるを願ひするというようなところで区切りがあるわけでござります。片方企業といふものは一日も休みなく経営を続けておるわけでござりますから、としてはこれは不可能なことでございます。特にまあ私どももその責めがあるのでござりますけれども、先ほど申しましたように、実質的に一年くらいもかかるつたお気持ちとしてはわかりますけれども、実際問題としてはこれは不可能なことでございます。特にお気持ちとしてははわかりますけれども、実際問題としてはこれは不可能なことでございます。特にいたしましては、四十三年度はなるべく先生方のお気持ちに沿つて、新しい事態によって会社の解散、閉山等が進行する、実勢のままにいけば私はもつと進行したと思うのでございますが、これをいたしましては、四十三年度はなるべく先生方のお気持ちに沿つて、新しい事態によって会社の解散、閉山等が進行する、実勢のままにいけば私はもつと進行したと思うのでございますが、これを小林委員のおつしやるようなストップをさせるような気持でささえてきたことが、先ほど御説明いたしました無理な経過金融でございますとか、いろいろなことをやつてきたわけでございます。

○小林武君 あんまり的確につかんでない、ほ
くの言うことをよくわからないらしいんですけど
ども、少なくとも審議会というものはあれでしょ
う、動いているとあなたおつしやるんだけれど
も、働きつある一つの企業というものをそれを
実態を見ながら出す結論でしよう。それをそのまま
にとにかく放置していくならば、石炭産業の将来
来というのはどうなるんだろうと、いう予測の上に
立って審議会が一つの新しい政策を出していく。
それは間違いないでしよう。これはストップと
言つたって、そのストップというのは考え方違いし
てもらつちや困る。とまつていたら一体労働力の
需給関係はどうなるか、資金関係から一体企業は
どうなるか、そういう観点に立つて審議会とい
うものは一つの結論を出すのですよ。それは動きつ
つあるものの中に一つの方向性をやっぱりとらえ
ていくものなんですよ。そうでしょう。したがつ
て、そのことが少なくともいいか悪いかわからぬ
けれども、しかしそこに一つの結論らしいものを
出した。あなたのほうでそれについて一つの予
算、法律をあれするだけの立場をとったとすれば、
その結論というものに合うようにやはりもの
を仕組まなければならぬでしよう。その場合、當
初いろいろな考え方が出てきた。石炭審議会のや
り方いかんによつては、なんだれ的な一つの状況
が、閉山の状況が起ることのではなかかとい
う不安を労働者にも与えたし、これは地方自治休業
にも与えたことは御存じのとおりでしよう。これ
に一つの力なり方向を与えるということ、これが
石炭審議会の結論じゃありませんか。そのとき
に、その持つている政策の力や何かを減殺するト
うな、ある意味においては無意味にするような行

る者の中から出るのはおかしいじゃないですか。しかも、その結論が出来ないうちにそういうことをやるというのはどういうことですか。ぼくはそれがわからないというのですよ。ただ、あなたいま新聞をコントロールする力がないとか何とか言うが、これは単なる言いわけだと思いますよ。しかし企業からいろいろなそれらの不安な状況で働きかけがあると思いますけれども、ぼくはあなたの気持ちはよくわかる。あなたの気持ちはよくわかるけれども、それにたえることがすなわちこの場合政治じやないですか。行政じやないです。ぼくはそう判断するのですよ。この予算が全部通つて法律が通るころには、全部とにかく今までの石炭政策というものはかたわらの存在になつて出てきたということなら、これこそ四千億の金の使い方について、今までたいへん議論されたように、むだ金ぶち込んだということになりませんか。そういう石炭の当事者に対しても、それから国民に対しても、ただで金を使うわけではないのですから、私がそういうことを言うのは間違いかどうか。政務次官、あなたたゞくの言うことがわからぬといふのなら、何べんでも言うから、何べんでも聞くからひとつ教えてください。

○小林武君　一言だけ。まあこれは後ほど議論されることでありますから、先ほど来申されているとおり特別長々と申し上げません。私が言うのは誤解とか何とかという問題じゃないと思うのです。誤解なんというのは、見たところそうだけれども、中身はそうじやなかつたというのが、それが誤解なんです。これは中身も何もどこをめくつてみてみんなそうだということなんですよ。そうでしょう。それでは私はだめなのではないかということです。これはだからそうなれば、われわれがこの問題を取り扱っていく上において、非常な事態が、予測せざる事態が起つたという場合には、それじやどういう方法によつてこれをわれわれが当初考えた方向に一体とどめるかどうかといふようなことも、これは私はこの炭鉱特別委員会に寄せられた一つの使命だと思うのです。誤解だなんてことばりをとらえるわけじゃないのですけれども、誤解だと何かいうことじやないが、これを一番的確につかんでいるのは、私は産炭地の皆さんだと思う。これは、党派が違うとか何とかいうことは抜きになつていますよ。これはもう与党といわゞ野党といわゞ、この問題はたいへんだなあと、北海道なら北海道の議員のところで言いますよ。だから私は、この問題はとにかくやはりほんとうに実態を的確につかんで、そうして対処するとか議論するとかいうこと、ただあげ足をとるとかいうことだけじゃなく、とらえなければならぬということから申し上げているわけですか。いづれまた申し上げますけれども、きょうはこれで私は終わります。

目的は閉山が目的じゃないと、山をつぶすのが目的じゃないのだと、こうおっしゃいましたが、しかし、どうも私たちもふに落ちぬ点があるのですね。この四十三年度産炭量は政府の発表で四千六百五十五万トンという数字が出ているわけですね。ところが、あの答申によりますと、四十八年には三千五百萬トンにするという数字がすこでもう示されているわけですね。そうしますると、四十八年度までの五年間に千百五十五万トンは減らさなければならぬという、こういう前提のもとに立ってあの答申がなされ、予算が私は組まれていると思うのですよ。そうすると、五年間に千百五十五万トン減らすとなれば、少なくとも一年間に二百三十万トン余りの石炭を減らさなければならぬ。そういうことにならないと、私はあの答申が根本からくずれてしまうと思うのですよ。それであの三千五百万トンとというのはどういう意図をもつて出された数字なのか、そこをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(植木光教君) お説でござりますけれども、答申の中にはそのような数字はございません。これは一度答申をお読みいただきたいと思ひます。四十三年度は四千六百五十五万トン、これは確かにそうですございます。ただ、これから出炭の推移を内輪でいろいろ見積もつて、この委員会で大臣が答弁をいたしましたように、年平均四千万トン程度ということはここで申し上げました。大体そういうものを見込んでいるというようなことがあります。

○須藤五郎君 もう一べん質問しておきますが、そうすると、今後のやり方で閉山が出ない、その今日の現状がずっと続していくと、こういうことになつたら、いまのあの答申の中にはじかれている四千二百億円とか一千億というあの金は、一体どういうふうに処置をすることになるのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 須藤委員にお答えいたしますが、答申におきましては数量的な表現は

いたしておりません。今回の審議会の答申の気持ちは、まず政府の与え得る助成というものを向こう五ヵ年間にわたってかくかくのものであるということを明らかにした上で、経営者——これは労働者も含めましてでございますが、企業の判断でその助成策の中で判断をしていただく、こういうたてまえになつてゐるわけでございます。ただ、事務当局の私どもいたしましては、これは特定されております一定の財源の中いろいろ政策を考えますけれども、その助成策を適用いたしました場合には、おおよそどれくらいの出炭が見込まれるかということについての予測はやはり持つておらなければならぬ、こういう感じでございますので、これらは需給その他の関連もございますので、必ずそなうなる、そういうものでもございませんけれども、いまの助成費の中で各企業が働いてくれるならば、おおよそこのくらいになりますかという数字は一応の試算として持つてあるわけでございます。それは先ほど須藤委員がおっしゃいましたように、四十八年度時点におきまして三千六百五十万トン程度のものと、政務次官が先ほどお答えいたしましたように四千六百万トンと三千六百五十万トンとが五年間で平均をいたしますと、年間大体四千万トン程度と、こういう感じに相なるわけでございます。これはあくまで一つの試算でございまして、いまの助成費の中でもつと働いてもつと炭を出すという気持ちで皆さんが一生懸命にやつてくださいまして、結果が三千八百万トンになりましてもあるいは四千万トンになりますとも、これは政府として、もつと低目に試算をしたのだからそんなに生産をしてもらつては困るという立場では毛頭ございません。それは出せるものなら出していただきたいと、ただ、特定財源でのものを考えておりますので、ある出炭量をキープするためにもつと助成費をふやせと、こう言われましても、大体五年間の収入財源といふものを見通して、細部の手直しはあるといたしましても、助成策の大幅は五年間適用するものとして考えていいきたいという気持ちでございます。

で、その中で判断をしてもらいたい、こういうことでござります。おっしゃいますように結果として、もしわれわれの想定よりも多い出炭量に相なりました場合に、トン当たり安定補給金というのも出しておられますから、当然にこの安定補給金の額はふくらむわけでございます。そこでいまお尋ねになつたと思いますけれども、これは私どもとしてはかまわないと、いう感じでございます。と申しますのは、それだけの出炭が出てくるということは、逆に片方いまの予算の中では閉山費用も含んでおりますので、そういうたあと始末の金が少なくて済むことになります。大体全部をひっくり返して申しますと、まあ予測がそう大きな幅でぶれるということもございませんと思ひますので、かりに四千六百万トンことし出しておりますものが、五千万トンになるということは私ども考えておりませんけれども、かりにそなつたといたしますと、おそらくそれが合理的に出るということは、一つも閉山がないということとございまますので、予算の中で用意しておられました閉山費用を安定補給金の費用に切りかえればいいだけのこととございますから、全体としての調節は、それは予算是毎年度お願いしておるわけでございますから、そのときの調節で幾らでもやり得るだろう。ただ五年間助成費と閉山に対する補助金というものにつきましての大まかな体系だけは四十四年度の発足にあたって、企業側が判断できるよう明確にこれを示したいと、こういう気持ちでございます。

○政府委員（中川理一郎君） これは私どもは氣持ちといたしましては、ふえていくことを希望いたしております。これは当然のこととござりますが、置かれております情勢は、むしろふえることはなかなか期待し得ない。むしろ減りぐあいといふものがある程度なだらかに持っていくために、石炭経営を続けていくという企業に対しても相当の応援をしないとキープできないという前提に立ちまして、トン当たり安定補給金でも五百円、三百円という、今までにない補助金をつけ加えたわけでございます。

いく政策というもののがなきやならぬと思うのですが、具体的にこの石炭を四十八年度に五千万トン、六千万トンにふやすためにははどういう施策を考えいらっしゃるのか、そこを聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(中川理一郎君)　ただいまお答え申し上げましたことは、結果としてふえた場合にどうかということに対してお答えを申し上げたわけですが、いま置かれております石炭鉱業の実態から見ますと、年々コストは增高いたしてまいります。御案内のように販売価格というものはまあ長い期間をとりますと、幾らか変わるかと思いますけれども、現状はそう大きな単価の値上がりといふものも見込めないという状況でございますので、ほっておけばだんだん減るだけ。答申をお読み願うと、冒頭に書いてございますように、むしろ現行政策のままでいけば、石炭鉱業全体が壊滅的危险性があるという前提に立ちまして、少なくともそういう壊滅的な崩壊にならないよう、石炭鉱業全体としての再建を考えなければいかぬ、こういうことで審議会の答申が出ておるするという危険性があるというふうなことをわけてございます。そのために従来にない再建交付金の交付でござりますとか、安定補給金の増額などとかと、いうようなことを考えまして、予測されるコスト増高に対しての国の助成というものを厚くすることによって、可能な限り石炭産業というものを再建したい、こういうことでございます。特別にいまの四千六百万トンを五千万トンないしは六千万トンにするための施策というようなことを考えたわけではございません。

○須藤五郎君　まあ五千万トン、六千万トンが出ればそれもけつこうだと言ひながら、やはりそれは持つていらつしやらない。自然にふえればそれもけつこうでしようというような意見が方々に出ているのを見ましても、政府の対策そのものに積極性

というものが見られないというところに私は問題があると思うのですね。

これは私たちの党の考え方をまず先に申しますと、やはりこの石炭産業というものをほんとうに守つて発展させていくためには、生産だけ

の面を考えしていてもむずかしいと思うのです。あらゆるエネルギー産業全般の中で石炭の問題を解決していかなければならぬ、こう思うのです。あれどでは全エネルギー産業の問題をひとつ考えていくということになれば、今日のこういう組織では私ははどうていできないと思うのですよ。それはやつぱり石炭産業並びに石油それから電気、あらゆる面を国有化という線で考えていかないと私は困難だと、抜本的な解決策というものは生まれてこないとと思うのです。それは社会党さんのほうでも国有化試案とかいろいろな問題が出されているようでありますけれども、今日の段階で国有化という問題がすぐ実現できるかと、それはちょっといろいろな問題があると思うのですね。そうすると、やはり国有化のためにはあらゆる前提があると思うのです。そういう政治情勢の中で初めて国有化が成功するのだ、できるのだといふ前提の上に立っているわけです。それはやつぱり私たちにはいつも言っているように、社会党さんや民主戦線の連合で一つの新しい民主連合の政府をつくる中でそれができる、こういうふうに私は考えていますが、それはしかし、あるときには時間的にもいろいろな問題があるわけですね。だから、それでは石炭産業を発展させていく道がないのかと、いうと、私はあると思う。今日の情勢の中、このままで佐藤内閣のもとでもやろうと思えばできる条件はあると思うのです。石炭産業をもつと發展させていく条件は、それは一つの緊急的な問題としてそれじやどうしたらいかといえば私は今日また火力発電の中で石炭の占めているペーントはどれだけあるかということなんですね。どれだけあるのですが、火力発電の中で石炭が占めているペーントは。

○須藤五郎君 そうすると、今日四〇%発電の中で石炭が占めておると、この四〇%を今後ずっと維持していくというならば、火力発電における石炭の使用量というものはどんどん上がっていくかなきやならぬと、こういうふうに私は考えるのですがね。もちろん発電量がどんどん大きくなつてきますから、重油の使用量も上がっていくかもわからぬ。しかし石炭の使用量も四〇%といなものがあくまでも維持していくならば、やはり私は上がりしていくのが当然だと思うのですね。私のほうで試算をしてみましたよ。一九六七年四〇%、これで政府の資料によりましても発電に要する石炭の量が二千四百三千万トンになるのですよ。この四〇%を今後五年間続けて一九七二年まではじけば三千九百六十四万トンになるのですよ、火力発電用の石炭の量が。それから十年後の一九七七年になれば五千四百二十四万トンになるのですよ。これは私のうそろばんをはじいてみたのです。だからせめて今日の火力発電における石炭の使用量の率を今日並みにずっと五年、十年となぞなれていくことができないか。そうしたら発電に要する石炭だけでも十年後には五千四百二十四万トンという数が出てくるわけです。これこそ私は具体的な方法だと思う。これはほんの一策にすぎませんけれども、もつともっとあるのです方法は。ガスのほうでもガスの使用量もふえてくるでしょう。そうしたら今日使っているガスに対する石炭の使用量ももつとふえてきますよ。それからだんだんと日本人の生活が文化的に進んでいくとするとならば、あの団地などの集団暖房というのもだいぶ考えられると思うのですよ。これに石炭を使うというふうに、あらゆる面に石炭を使うようになるとどんどん積極的に皆さん方がふやして、そして石炭産業を発展させていく、守っていくと、こういう積極的な姿勢があるならば、決して私は石炭が四〇%、重油が六〇%、大体さような数字になつております。

炭産業というものは悲観したものじゃないと思うのです。だんだん発展していく可能性のある産業だと思います。こういうふうにいこうといいう者にならないのですか。政府はどうなんですか。これに対して。

のでございまして、ただ私どもが五ヵ年間の予想を立てました場合でもこういう助成仕組みにならない一般産業用の石炭の引き取りというものは大幅に減退していくであろう。これは今までの経緯から見ましても非常に大きな縮小をたどりおるわけでござります。この辺のところにはあまり大きな期待は持てない。そこで電力用の石炭というものについてはある程度の量を從来政策需要といふようなことばとられておりましたように、国の援助によりまして先ほど申しました四十年度における三千六百万トンの試算という条件に当てはめますならば、電力用炭も二千四百万トン程度というような試算にいたしておるわけでございます。これらはエネルギー全体との関連におきまして、原子力発電も今後出てまいりますことでもございまして、やはり経済性に従つてある程度は考えていかなければならぬ。ただ経済性だけでは全体を考えますと、石炭の将来といふもののはきわめて悲観的なものに相なりますが、政策的な補強によりましてこれを実現いたしてきておるのがいままでの経緯でございます。

石炭鉱業の現状及び先行き見込みというようなことで増産ができるのであれば、それはけつこうでございますということを申し上げただけでございまして、実態からいたしますと、そんなに大きな増産ができるというふうには私たちは考えておらないことは先ほどの御答弁でも申し上げたのでござります。それは物量的な御判断と経済的な御判断とをひとつ区別していただきまして、物量的にはそれは出るものはござりますけれども、そうじやなくて一定の財源の中で可能な限りのことをして政府の立場で考えていく、この助成策の中でもしこれくらいのものが出来るということであれば、これは幾ら出てもけつこうでございますということを私は申し上げたつもりでございます。

○須藤五郎君 大体あなたの腹の中はわかりました

が、結局するところは、やっぱしろばんにこだわって、よけい石炭が出たら補助金がたくさん要つてとてもやれぬから、政府のそろばんの範囲で石炭をだんだん減らしていく、こういう腹づもりがあるからそんな矛盾した答弁が私は出てく

にたいている私は電力会社だけを取り上げて言つておりますが、電力会社にもっと石炭を高く買わ

したりどうですか。それはできないんですか。

○政府委員(中川理一郎君) 政府の立場で電力会

社に対しまして、もつと高く石炭を引き取れとい

うことを強制するわけにはまいりません。

○須藤五郎君 そこで先ほど言つたように、やは

りこれは石炭、電気、いろいろなエネルギー産業

全体のものとして、それを国営のもとにおいて問

題の解決をつけないと根本的な解決はできないと

いうことにまあなってきておるわけなんですが、

今日の状態で何で電気会社に石炭を高く買わすこ

とができないんですか。電力会社はうんともうけ

ているじゃないですか。電力会社だけ何であんな

にもうけさせなければならぬのですか。私はこの

間調べましたら、六七年度東電の申告所得は二百

五十八億ですよ。関電が二百三十七億、東京ガス

が百十七億、大阪ガスが百十七億、こういうふう

に電力会社もガス会社ももうけているわけです。こんな大きなもうけをしている会社に何で石炭をもう少し高い値を出して貰え、そししなければ石炭産業はつぶれてしまうじゃないかというふうになぜ政府は行政措置でやつていけないのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 私は公益事業を所管いたしておりますんで、ただいまの数字その他につきましては、そのとおりであるかどうかは御回答はできないわけでございますが、これは結局、また電気事業等の関連でございますので、また電気事業が現在ただいまある蓄積をいたしておるといつしましても、先行きどのような投資をしなければいかぬかというようなこととのからみで判断されることでございますので、いずれ所管局長をお呼びいただきまして、御質疑を賜わればよろしかろうと存じます。

○須藤五郎君 これは少し問題が大きいし、政治問題になりますので、局長だけの答弁ではむずかしかろうと思いますから、大臣が出てきたときにあらためてやることにしましょう。

それで、最近赤平で災害が起りましたね。私たちを見ておりますと、どうも答申が出ると災害が非常にふえるような感じがするのです。というのは、第一回の答申が三十七年に出たのでしよう。

そうすると、三十八年に三池のあの大爆発が起つたんですね。それから第二回の答申が三十九年に出ると、四十年の二月に伊王島の大爆発、四月に北炭、六月には山野の爆発。第三回は四十一年に砂川の災害、四十三年には美唄、大平、それから大夕張というような災害が続く。今回第四回の答申が出ると、四十二年の春に奔別の災害、三井の

災害と、それからいろいろ答申のあとになつてゐるか先になつているか問題はございますが、必ずしもその間にいわゆる科学的な相関関係のないこともあります。

○須藤五郎君 まあこの問題、今度はいろいろの程度の期間によるか、これは問題はあるとしたとしても、答申の問題とそれから災害との関係にはつきりとした相関関係は特にございません。しかし答申の出るというときは御承知のように非常に経営が悪化して、そのため何とかてこれ入れをしなければならないという時期でございます。

事故があつたときには事故の現況というか、報告があるわけです。大体そのときには原因不明とい

一つ例を申しますならば、炭鉱労働者は昨年一月が八万八千五十九人であります。十二月になると八万三千六百人になつていて。ところが、一人当たりの月間出炭量を調べますと、昨年一月は四十三・八トンなんです。十一月になるとこれがまた上がつて四十九・七トンになつていて。以来大体平均五十トンという水準をずっと守つてきているのです。労働者の数はだんだん減つてくるにとかわらず採炭の一当たりの数量が多くなつていいく。特にことしの一月の採炭量なんというのは昨年よりもむしろ上がつてきている。こういうふうに見受けられるわけです。そうすると、このためには必ず労働強化という問題が私はくつついでいると思うのです。労働強化がくつついでくるために見受けられるわけです。そうすると、このためには必ず労働強化といつてきていると思うのです。労働強化がくつついでくる。そこに災害の起る原因がある。そうして閉山を目指にして、閉山の前だからこんなものに金をかけてもむだだといつて、そういう面をおろそかにして採炭量だけ増加させようというので、労働者にそういう無理をさせる。ここに私は保安上の大きな欠陥が起つて災害の起る原因があると、こういうふうに私は判断をするのですが、どうですか。

○政府委員(橋本健男君) こういったた石炭の再建の問題、石炭の合理化の問題、それと災害との関係、確かにおつしやるようなものの考え方はあるのじゃないかと思うでございます。ただ過去の災害と、それからいろいろ答申のあとになつてゐるか先になつているか問題はございますが、必ずしもその間にいわゆる科学的な相関関係のないこともあります。

○須藤五郎君 まあこの問題、今度はいろいろの問題たくさんありますからね、ですから大臣も出席して、ちゃんと政府の陣容の整つたところでずっと質問をやることにいたしました。きょうはこれでおきます。

問題たくさんありますからね、ですから大臣も出席して、ちゃんと政府の陣容の整つたところでずっと質問をやることにいたしました。きょうはこれでおきます。

○藤原房雄君 保安局長にお聞きするのですが、事故があつたときには事故の現況というか、報告があるわけです。大体そのときには原因不明とい

うことでは原因がその当時はあからざらない。これはまあいろいろな事情でやむを得ないと思うのであります。あとになつてその原因がわかつたときには、その原因を明らかにし、それに対する対策というものを委員会等できちつと報告すべきであります。このように思うのでありますが、いかがでありますか。

○政府委員(橋本徳男君) ただいまおつしやいましたことは、今後こういった問題、事故が起きまして、それにつきまして原因を究明し、それについてとつた措置、これは明らかにしてまいりたいと、こう思つております。

ついでにと言つては恐縮ではございますが、先般の赤平炭鉱の災害につきまして、その後取り開きをいたしまして原因をさぐりましたところ、やはりガス突出の部分についてのボーリングのしかた自体についての問題がありはしないかといふことで、いま科学的にその問題を究明しております。したがいまして、これが結論が出来次第、こちらのほうにも御報告させていただくというふうにしたいと思います。

○藤原房雄君 運輸関係の方お帰りになつてしまつたんですが、先ほど石炭局長やなんかのお話をございましたが、現在閉山ということいろいろ新聞をぎわしております明治鉱業のことなんかも長時間にわたつていろいろ審議がございました。私過日北海道雄別炭鉱へ行つて、雄別鉱業所へ行つてしまひましたが、当地では経営上の問題だらうと思つてますが、町じゅうが閉山なんといふことでたいへんな騒ぎだったのです。それが、通産省のほうにもおそらく陳情または相談に來たんじやないかと私は思うのですが、いざれにいたしましても、鉱山でもつてある町でありますので、もしこの炭鉱が閉山になるということになりますと、町全体がもう疲弊してしまふ、そういうことで町のいま新年度の予算を編成するにあたりましてもたいへんな困難を來たしておる、こういうことで緊急の町議会なんか開かれております。たいへんな様子を見てまいりまし

た。先ほど二、三のところで問題があるんだといふお話をございましたが、決してそういうことでなくして、先ほど来各委員からいろいろお話をありましたように、非常にこの閉山問題は深刻な問題である。こういうことを現に見てまいつたわけあります。特に先ほど私鉄の問題がございまして、御存じのように現在ストに入つておりますこの私鉄の関係につきましても、まあ非常に深刻な問題をかかえておりまして、万が一山がつぶれるならば、われわれも共倒れだということ、ほんとうにこの町全体が頭をかかえているような現況でございました。先ほどもたくさんお話をあったのでございましたが、この私鉄関係のことにつきまして、従業員の退職金のことや、まあ方が一緊急事態に立ち至つたときはまああまり考えなくともいいような先ほど局長の答弁だったのであります。しかししながら現実は非常に深刻な問題であります。この問題につきましては、ほんとうに真剣に当局として考えていただきたい、前向きの姿勢で急速にこの問題については取り組んでいただきたい、このように思うのであります。関係の方がおられませんので、政務次官に、このことにつきましては先ほども答弁があつたのであります。が、もう一度はつきりと所見をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(植木光教君) ただいまお話をございました雄別鉱業については、いま特別な問題があるとは聞いておりません。

なお、私鉄全体の問題につきましては、先ほど運輸省から答弁がございましたが、御承知のとおり石炭鉱山の関連事業というのは非常に多いわけでございまして、私鉄もその一つでございますけれども、まあ今度の対策では、御承知のように閉山交付金を増額改定をするということにしておりますので、こういう閉山によって影響を受けた関連事業者に対しては、債務の弁済率を引き上げるというようなことも考慮をいたしていけるわけでございます。いまのところ石炭対策としてその範囲内で考へる限りでは、いまのような対策が限度一

付いた。先ほど二、三のところで問題があるんだといふお話をございましたが、決してそういうことでなくして、先ほど来各委員からいろいろお話をありましたように、非常にこの閉山問題は深刻な問題である。こういうことを現に見てまいつたわけあります。特に先ほど私鉄の問題がございまして、御存じのように現在ストに入つておりますこの私鉄の関係につきましても、まあ非常に深刻な問題をかかえておりまして、万が一山がつぶれるならば、われわれも共倒れだということ、ほんとうにこの町全体が頭をかかえているような現況でございました。先ほどもたくさんお話をあったのでございましたが、この私鉄関係のことにつきまして、従業員の退職金のことや、まあ方が一緊急事態に立ち至つたときはまああまり考えなくともいいような先ほど局長の答弁だったのであります。しかししながら現実は非常に深刻な問題であります。この問題につきましては、ほんとうに真剣に当局として考えていただきたい、前向きの姿勢で急速にこの問題については取り組んでいただきたい、このように思うのであります。関係の方がおられませんので、政務次官に、このことに

ばいなのでござりますけれども、先ほど運輸省から答弁がありましたように、私どもとしてもこの問題について真剣に取り組んでいく考え方でございます。

○藤原房雄君

それから、これに伴つてまあ方が

方々についてはよろしいのであります。まだこの先どうなるのか、こういうことで、いまだはつきりした会社の態度ではないのであります。もう浮き足立つている。そこに新聞に出る、ほかの会社の問題が出るというようなことで、非常に不安に

おののいているのであります。まあきょうは労働省関係の方もいらっしゃいませんので、これは所管は違うと思いますが、労働問題について、特に老年の労働者の方々に對しては真剣な配慮がなければならぬ、このように痛感してきたわけであります。この点についても御所見いただきたいと

思います。

○政府委員(植木光教君)

ただいまお話をございました

方々からは、閉山に立ち至つた場合を非常に心配せられましていろいろな御意見がござります。陳情等もござりますし、九州もそうでござりますし、北海道の知事も今明 日中に大臣にお会いになるというようなことも聞いております。産炭地域の振興の問題及び労務者対策、従業員対策等につきましては、労働省と十分に連絡をとりまして、遺漏のないよう努力をしていく所存でございま

す。

○委員長(阿具根登君)

速記ちょっととめてください。

二月二十日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企

業信用保険に関する特別措置等に関する法律の

一部を改正する法律案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を